

都市整備施設指定管理者選定評価委員会設置要綱

平成17年5月11日付け目都住第142号決定
平成20年5月14日付け目都計第274号改正
平成21年7月 8日付け目都計第469号改正
平成30年6月 4日付け目都計第285号改正
平成31年4月1日付け目都計第1558号改正
令和5年6月8日付け目都計第299号改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、区営住宅、区民住宅、三田地区整備事業住宅、従前居住者用住宅、自転車等駐車場、碑文谷公園「ポニー園」、駒場公園「茶室」「和室」及び駒場野公園「デイキャンプ場」を管理する指定管理者の選定のため設置する都市整備施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 委員会は、区営住宅等の指定管理者の選定に関する次の事項を所掌する。

(1) 評価基準に関すること。

(2) 法人その他の団体から提出される事業計画書等の審査及び候補者の選定に関すること。

2 委員会は、候補者を選定したときは、その結果を区長に通知するものとする。

(構成委員)

第3条 委員会の委員は次の各号に該当する者の中から区長が委嘱する。ただし、申請団体との関係において利害関係を有する組織の代表者及び役員又はこれに準ずる者（相談役、顧問その他名称の如何を問わず、経営上の支配力を有する者を含む。）は、委員になることができない。

(1) 学識経験者（法律に関する有識者） 1人

(2) 学識経験者（経営に関する有識者） 1人

(3) 学識経験者（都市計画、都市施設基盤に関する有識者） 1人

(4) 都市整備部長

(5) 街づくり推進部長

(委員長)

第4条 委員会には委員長を1人置き、委員の互選により定める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員会を設置した日から第2条第2項の規定による通知を行なった日までとする。

(定足数)

第6条 委員会は、委員が3人以上出席しなければ会議を開くことができない。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は非公開とする。ただし、評価委員会が必要と認めたときは会議の一部又は全部を公開とすることができる。

(審査結果の公表)

第8条 委員会における審査の経過及び結果は、区長が指定管理者を指定した後、公表する。ただし、委員会は、必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを決定し公表することができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、評価の過程を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の事務局は都市整備部都市計画課、土木管理課、道路公園課及び住宅課が担当する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会が行なう評価の方法及び委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年5月11日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成20年5月14日から施行する。

2 目黒区都市整備部指定管理者評価委員会設置要綱（平成17年5月24日付目都計第99号決定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成21年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。